

法制事務のデジタル化に向けた 今後の検討方針（案）

2022年9月12日

デジタル庁

— これまでの検討状況

これまでの検討状況

デジタル臨時行政調査会

会長：内閣総理大臣
副会長：
デジタル大臣、内閣官房長官

- 2021.11.16 第1回
- 2021.12.22 第2回 → 「構造改革のためのデジタル原則」策定
→ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2021.12閣議決定)

作業部会

座長：デジタル副大臣

- 2022.2.10 第1回

法制事務のデジタル化 検討チーム

座長：デジタル副大臣

- 2.17 第1回
・ 検討事項など
- 2.28 第2回
・ 法制事務に関する既存制度等
・ 適合性確認プロセス・体制
・ 海外調査項目案
- 3.16 第3回
・ 適合性確認プロセス・体制
・ 法制事務デジタル化・
BPR・官民分担
- 4.13 第4回
・ 法制事務デジタル化工程
・ 海外調査状況
- 5.13 第5回
・ 海外調査状況
・ 法制事務デジタル化工程
・ 適合性確認プロセス化工程

論点等

3.30
第3回

3.23
第7回

工程等

6.3
第4回

5.20
第11回

→ 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」策定

検討チーム会合ではこれまで、
検討事項について主要な論点整理を行い、
実現に向けた工程表を策定。

検討事項

- ① 新規法令のデジタル原則への適合性の確認プロセス・体制について
- ② 法制事務のデジタル化・BPRと官民分担の在り方について
 - ・ 法令データのベースレジストリ（デジタル正本）の整備・提供
 - ・ 法令関連文書等の利活用に向けた官民の役割分担
 - ・ 法制事務に係るリーガルテックの活用

工程表

法令等のデジタル原則適合性の確認プロセス等に係るスケジュール
デジタル臨時行政調査会作業部会法制事務のデジタル化検討チームを引き続き活用し、以下の取組を実施

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
デジタル原則「視野」の拡大	デジタル原則に適合しない法令の抽出	抽出された法令のデジタル原則適合性の確認	抽出された法令のデジタル原則適合性の確認	抽出された法令のデジタル原則適合性の確認	抽出された法令のデジタル原則適合性の確認
法令プロセス等のデジタル化	法令プロセス等のデジタル化	法令プロセス等のデジタル化	法令プロセス等のデジタル化	法令プロセス等のデジタル化	法令プロセス等のデジタル化
法制事務のデジタル化	法制事務のデジタル化	法制事務のデジタル化	法制事務のデジタル化	法制事務のデジタル化	法制事務のデジタル化
適合性確認プロセスの構築	適合性確認プロセスの構築	適合性確認プロセスの構築	適合性確認プロセスの構築	適合性確認プロセスの構築	適合性確認プロセスの構築
官民協働によるデジタル化	官民協働によるデジタル化	官民協働によるデジタル化	官民協働によるデジタル化	官民協働によるデジタル化	官民協働によるデジタル化

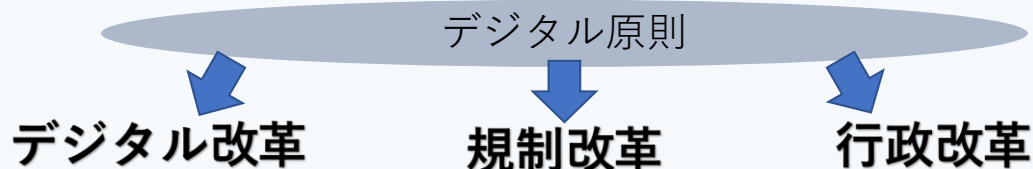
(第5回検討チーム資料より。
資料は後掲。)

デジタル臨時行政調査会の目的

2021.11.16デジタル臨時行政調査会第1回会合資料4より抜粋

デジタル臨時行政調査会の目的

- 「国民や地域に寄り添う」とともに「個人や事業者がその能力を最大限発揮」できる社会をデジタルの力で実現。
- 全ての改革（デジタル改革、規制改革、行政改革）に通底する「デジタル原則」を共通の指針として策定。
- デジタル原則の下、法律、行政組織、デジタル基盤等の経済社会制度を構成する重要な要素を早急に作り直す（＝「新しい資本主義」を実現するための構造改革）。



実現すべき改革の方向性

国民と政府）/国と自治体）

⇒政府は国民に寄り添うという視点で直接結びつき、国民は政府に直接働きかけができる制度・ITシステムの構造（デジタルの発展で可能に。実現しつつある国も）

⇒国・自治体一体のシステム構築

社会）

⇒健康・医療、教育、防災、こどもの保護、決済インフラなどの主要（準公共）分野をデジタルで転換

⇒サプライサイドベース・画一的なサービスから、デマンドベース・個別サービスへ

⇒企業や地域を越えた共通的なデータ活用基盤を整備

産業）

⇒規制改革を行い、デジタル時代に相応しいサービスが次々生まれる環境へ

人材）

⇒官民の資金の大学等への流れを強化し、企業側が専門性に応じた高い給与を支払う流れを作り、需給構造を一新

政府）

⇒人材、資金、政策形成・評価の主要な側面で抜本改革

・人材：世界レベルの人材が政府に

・資金：世界レベルのシステム構築が可能な資金方式へ

・データに基づく政策形成・評価の実現（EBPM）

デジタル原則（2021.12策定）、法令等の点検・見直し

2021.12.22デジタル臨時行政調査会第2回会合参考資料1より抜粋

デジタル原則を踏まえたデジタル・規制・行政の一体改革

参考資料 1

〈令和3年12月22日（水）開催〉

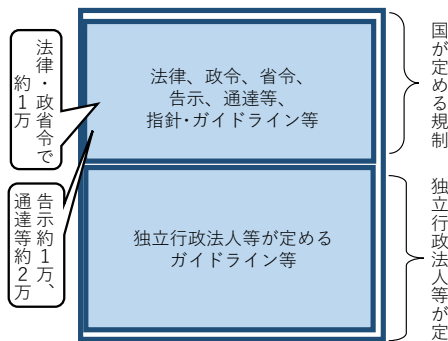
デジタル原則と改革の方向性：官民を通じた**デジタル化の遅れを克服**し、**デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受し、実感**できるようにすべく、**デジタル社会の実現に向けた構造改革**のための**5つの原則**を整理。

4万件以上の法令・通知・通達等について、**デジタル原則への適合性への点検**を実施し、規制改革推進会議における**先行的取組の横展開**を図る。また、2万以上の行政手続きについてオンライン利用率引上等を推進。「3方良し」の制度改革による経済効果により、デジタル関係の規制・手続見直しによる**経済成長の実現**を企図。

第7層 新たな価値の創出 アーキテクチャ		改革を通じて実現すべき価値 (デジタル社会を形成するための基本原則)
構造改革のためのデジタル原則		
第6層 業務改革・BPR/組織	原則① デジタル完結 自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務づける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体をあげてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
第5層 ルール	原則② アジャイル ガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
第4層 利活用環境	原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル)	公共サービスを提供する際に民間企業のUI/UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
第3層 連携基盤	原則④ 相互運用性 確保原則	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを受けられるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のはばつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
第2層 データ	原則⑤ 共通基盤利用原則	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。
第1層 インフラ		

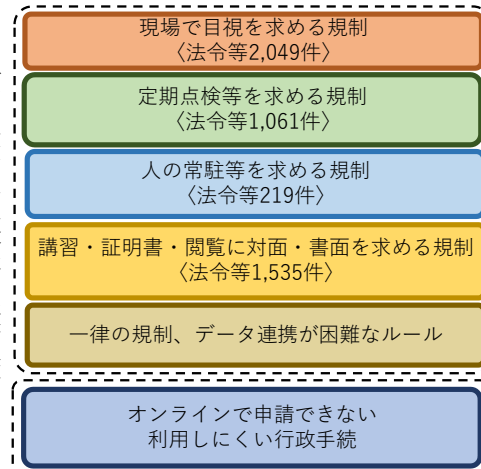
全法令等について点検・見直し

- ・点検対象の法令等：約4万以上
- ・オンライン化対象手続き：約2万2千



※上記を踏まえ、地方公共団体の取組を後押し（例：国の点検結果等に関する情報提供や地方公共団体での先進的な取組事例を紹介等）

既存の規制 (件数は法律・政令・省令の該当条項 ：合計約5000)



構造改革のためのデジタル原則を踏まえたデジタル・規制・行政の一体的改革

◆規制改革推進会議

(1)先行的取組/デジタル・リアル改革の連携/現場・地域における改革

- ・ 先行：常駐/専任規制見直し（例：建設業技術者の配置要件）等
- ・ デジタル・リアル：オンライン教育・1人1台端末 等
- ・ 現場・地域：抗原検査キットの利用環境整備 等

(2)『当面の規制改革の実施事項』（令和3年12月22日決定）

- ・ 「人」が生み出す付加価値を増やすとともに、新たな成長産業を創出し、成長と分配の起爆剤となる経済成長を実現。
- ・ このため、4つの重点分野+各分野共通の「デジタル基盤」を改革
 - ①スタートアップ・イノベーション、②「人」への投資
 - ③医療・介護・感染症対策、④地域産業活性化、⑤デジタル基盤

〔※ 上記の考え方を踏まえ、ワーキング・グループ（WG）も改組。〕

◆デジタル時代の政策の形成・評価

行政改革推進会議の下にワーキンググループを設置し、「アジャイル型政策形成・評価」について検討を進める。

◆EBPM

デジタル人材の需給に関するデータ分析に代表されるEBPMに関する先進的な取組を踏まえ、取組を進める。

◆準公共分野等におけるシステム・制度の一体的検討

国・地方公共団体・民間事業者間のデータ連携プラットフォーム構築や関連制度・規制の整備・見直し等につき検討を進める。

点検に際して見えてきた課題

2022.2.17 検討チーム第1回会合資料5より抜粋

デジタル原則に基づく規制の総点検を通じて見えてきつつある課題

膨大な手作業・人海戦術

- ・ 既存法令（ストック）の点検
- ・ 新政法令（フロー）のデジタル原則適合性確認
- ・ テクノロジー進化にあわせた既存法令の見直し

デジタル原則への適合性確認を（ある程度）自動化、簡素化すべく、「契約」を「法令」と読み替えて政府でリーガルテックを導入しうる局面を特定し、必要なプロセス・体制・インフラを構築できないか

「ルール」のマスターデータが存在しない

- ・ 法令のデジタル正本（「改め文」を溶け込ませた改正後の法文）の公布方法やタイミングについての法的根拠は存在しない
- ・ 法制執務業務支援システム（e-LAWS）はあるが、公布日に確実に確認できるのは官報に掲載された「改め文」のみ（省令は新旧対照表も）

法令データのベースレジストリ/デジタル正本は、国家が責任をもって公布と同時に整備・提供すべきではないか

「ルール」の全体像が不明確

- ・ 社会においてルール／規律として機能しているのは必ずしも法令（法律・政省令）に限らず、全体像の把握が困難

国家が公共財としてデジタル形式で提供すべき範囲を整理・確定し、その他は民間サービスと連携する等により、ルール・規律へのアクセシビリティを強化できないか

法律、政令、省令

告示、通知・通達、事務連絡
指針・ガイドライン、解釈文書、
Q&A、書式・様式等

独立行政法人、法令認定団体等が
定める規則、ガイドライン等

自主規制団体による標準モデル、
民間団体による標準、技術規格等

条例、最高裁規則、議院規則等

4

検討チームの検討事項

- ①新政法令のデジタル原則への適合性の確認プロセス・体制について
- ②法制事務のデジタル化・BPRと官民分担の在り方について
 - ・ 法令データのベースレジストリ（デジタル正本）の整備・提供
 - ・ 法令関連文書等の利活用に向けた官民の役割分担
 - ・ 法制事務に係るリーガルテックの活用

法制事務デジタル化の方向性

2022.6.3デジタル臨時行政調査会第4回会合資料1より抜粋

法令データのデジタル正本の提供体制の確立

法令データのデジタル正本（最新版の公式法令データベース）の提供体制の確立を目指す

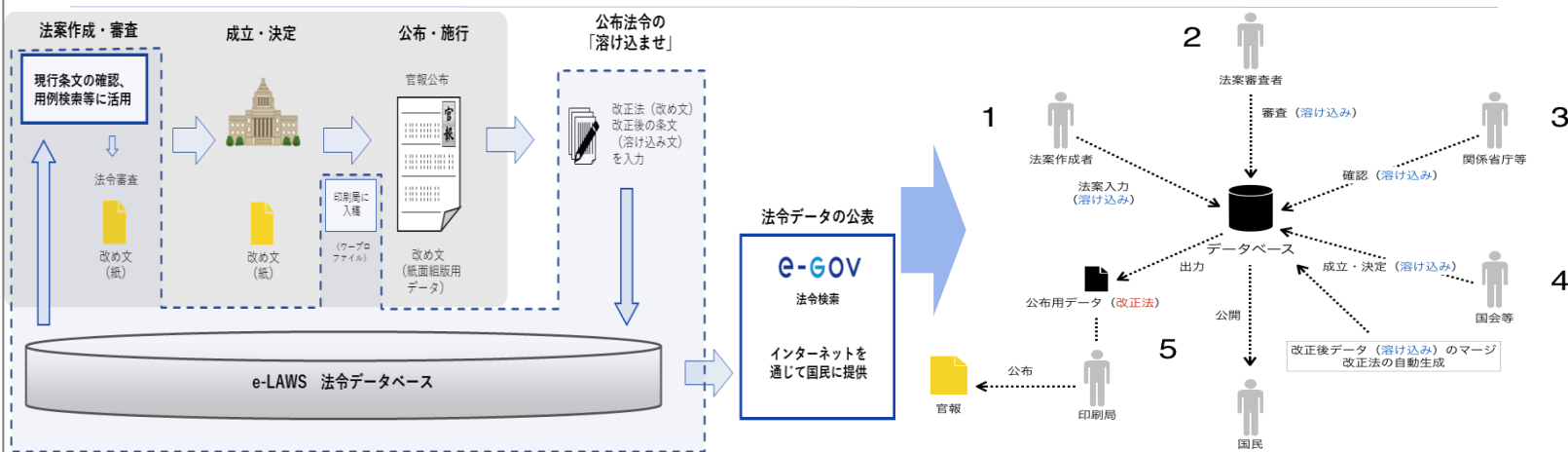
具体的な方向性

① 法制事務に係る調査を行う

- ✓ 法制事務の誤りを防止し効率化を図るために、法制事務のプロセスを法令データベース中心に行う
- ✓ データベースの直接更新に必要な改正手法等の整理検討を行う

② 法令等のデジタル正本が常に参照できる環境を構築する

- ✓ e-LAWSの機能拡充を行う
- ✓ 改正後の条文データの直接編集及び改正法案の自動作成を可能とする
- ✓ 官報フォーマットとの連携（データ共通化）を検討する
- ✓ 正確かつ最新の法令データを使いやすい形で迅速に提供（法令公布即時）する
- ✓ 条文の複雑な箇所も法令データにアノテーション情報を付加することで利用価値を向上させる



※法令案作成・審査～公布・施行までの間は法令データベース外で作業等が行われており、法令データベースへの反映のための溶込せ（手間）が不可避

法令データ更新の目指す姿

法制事務デジタル化に係る工程表

2022.6.3デジタル臨時行政調査会第4回会合資料1より抜粋

法令等のデジタル原則適合性の確認プロセス等に係るスケジュール

デジタル臨時行政調査会作業部会法制事務のデジタル化検討チームを引き続き活用し、以下の取組を実施

	2022/R4年度	2023/R5年度	2024/R6年度	2025/R7年度	TODO
デジタル調査	デジタル調査(3年程度)				
①具体的な「指針」の提示	デジタル庁にて調査作成	法の整備・修正議論 R5夏：最終の策定			<ul style="list-style-type: none"> デジタル庁にて調査の作成を行う 公の会議体で議論し、令和3年度末に指針を策定する
②立法プロセス等への組み込み	重点計画	新法制定 R5春閣議決定案のうちから確認 R5夏：最終の策定	兩次対象拡大	本庁実施	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度内に取組みの評価設計を実施する 令和5年度国会提出法案のうちから確認を試行的に行う 技術動向・要望を踏まえたテクノロジーマップの最新化を継続する 公の会議体にて検討する 等
③執行調整プロセスの制度化	重点計画	指針/整備方針に盛り込み			<ul style="list-style-type: none"> 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」や「指針」においてプロセスを明確化
他、体制整備等	制度要求・編成改善要求等				<ul style="list-style-type: none"> デジタル庁の体制整備
①法制事務に係る調査	改正手続等の整理検討				<ul style="list-style-type: none"> データベース更新のために必要な条件を表している改正手続等の整理検討 等
②法令等のデジタル正本が常に参照できる環境を構築する	調査実施の前段となるシステムの要件定義・検証検討	検証実施	調査申しレベルで原文作成→入稿→公開までの流れを調査実施		<ul style="list-style-type: none"> 改正手続等の整理検討を踏まえたデータ構造の検討及びエディタ開発を行う デジタル庁を中心に、関係機関の協力や外部有識者の意見を得ながら、アジャイルなプロセス（反復）で検証実験を実施する 各府省庁で法令案作成・審査を担う主体からフィードバックをもらう 等

法制事務のデジタル化に向けた 今後の検討方針（案）

法制事務システムの目的

- デジタル社会実現の構造改革に向け大きな課題の一つ：法制事務自体がデジタル原則に適合せず。
- この課題をデジタル化の力で解決し、適合確認サイクルを実現する基盤情報を確保し、法令等の戦略的なオープンデータ化を推進すべく、法制事務システムを検討。

現状の課題

デジタル社会の実現目標

「国民や地域に寄り添う」とともに「個人や事業者がその能力を最大限発揮」できる社会をデジタルの力で実現。
⇒法令などの規制でアナログ的な構造が維持されたまま。こうした構造を見直し、デジタル化の力を最大限発揮することで、経済成長を実現することが不可欠



構造改革に向けた課題の一つ：法制事務

- 膨大な手作業・人海戦術：既存法令の点検／新規法令のデジタル原則適合性確認／テクノロジー進化にあわせた既存法令の見直し
- 「ルール」の全体像が不明確：社会においてルール／規律として機能しているのは必ずしも法令に限らず、全体像の把握が困難
- 「ルール」のマスターデータが存在しない：法令のデジタル正本の公布方法やタイミングについての法的根拠は存在しない

法制事務システムの目的

適合確認サイクルを実現する基盤情報確保

デジタル原則への適合の確認をはじめ、法令等を見直し・改善を持続的・効率的に行うための前提条件として、**効率的に利用可能な信頼性の高い法令データ**を保持する。

法令等の戦略的なオープンデータ化

法令文の適正な解釈の普及促進、産業の健全な発達、全ての人々の利益の適切な保護のため、**機械可読・適時・事後検証可能な法令等のオープンデータ**を提供する。

法制事務のデジタル原則への適合

法令等の信頼性確保や誤り等のリスク制御ができる持続可能で健全なワークフローへの変革の一環として、法制事務にまつわる処理を**最大限効率化し、かつ魅力的なユーザビリティ**を提供する。

目指す効果

社会全体

現状：構造改革の基盤となる法令情報の不在

適合確認サイクルの基盤情報を確保し、デジタル社会実現の構造改革を推進

法令等の利用者

現状：最新の条文の即時入手が困難

正確な法令データが即時入手可能となり、リーガルテックによりさらに高度なサービス創出

行政

現状：ストレスの多い膨大な手作業

本来やるべき制度内容に集中できる、効率的で信頼性の高い魅力的な法制事務

法制事務システムの目指す効果

- 行政、利用者、社会全体の全てにメリットが行き渡る効果を目指して法制事務システムを設計。

現状の課題

行政

- 正確で使いやすい法令等データが網羅されておらず、法令等の確認・見直しには膨大な手作業・人海戦術
- 法令案編集時、紙のためのレイアウト調整に忙殺され、政策や制度の企画立案・設計といった本質的内容に集中できない
- 複雑でストレスの高い手作業が多く、誤りを生じるリスクも高い

法令等の利用者

- 自分が影響を受ける可能性があるにもかかわらず、最新の法令条文を即時・簡易に閲覧することができない
- 過去の条文が入手できない、PDFで比較・編集できないなどの問題で、法令等の改正経緯や変更点を効率的に検証することが困難
- 機械可読なデータが網羅されておらず、民間企業による高度なサービス創出が困難

社会全体

- 法令などの規制を円滑・効率的に見直すことが困難であるため、不便な手続が残ることや最新技術の利用が遅れることにつながり、経済成長や国際競争力確保が困難になる構造

目指す効果

- 正確で使いやすい法令等データを整備し、継続的・効率的な法令等の確認・見直しの作業体制を確立
- レイアウト調整と条文編集を分離することで、職員が自分の能力・リソースを政策や制度の企画立案・設計といった本質的内容に集中させることが可能
- デジタル技術で効率化された、持続可能で信頼性の高い、健全で魅力的な法制事務を実現
- 誰もが最新の信頼できる条文を即時に閲覧することが可能、という「当たり前」の法令閲覧環境を確保
- 機械可読で任意時点を抽出できる法令等データベースの構築により、法令等の改正経緯や変更点の円滑な分析を実現、誰もが法令の確認検証をできる環境を確保
- 機械可読データの戦略的なオープン化により、リーガルテック等を活用した高度なサービス創出を加速
- 最新技術やサービス動向に応じて法令等を迅速機敏に見直すことが可能となり、法令等の規制を、経済成長や国際競争力確保、デジタル社会実現のための強力な推進剤として活用する構造

法制事務システムが満たすべき要求条件（作業中イメージ）

- 目的を達成するための要求条件を整理し、アーキテクチャ設計やPoC計画の土台とする。
- 技術的実現可能性や性能目標だけでなく、ユーザビリティや合意形成プロセスを常に意識。

A. データ構造の要求条件

1. マシンリーダブル
2. データ形式は国際標準や既存システムとの整合性が確保される
3. 公布即公開できる（タイムリーに）
4. 過去時点も含む
5. 施行前の信頼性の高い参照条文が提供できる
6. 特定時点の溶け込み条文が見られる
7. 改め文ではなく溶け込み条文ベースでの編集が可能
8. 一方で、当面改め文と共存できる
9. ★割り込み施行による未施行分の改正、施行期日政令等による施行期日の不確定性などによる複雑な施行パターンに対応
10. 特定時点だけでなく時系列全体で整合性が確保できる（改め文が溶け込むか等）
11. 法令編集者による修正バージョン管理が支援できる（時系列とは別の軸）
12. 少なくとも官報掲載されるような類いの法令（つまり告示以上）は対応できる

★：次ページで詳述

B. ワークフロー・APIの要求条件

1. 法令案検討時は各部署で分散して情報管理できる
2. 円滑なデータ共有・共同編集に対応
3. 法制局審査や各省協議など関与プレイヤー、手続の変化も想定
4. プレイヤーごとの責任範囲・関心を念頭に置いた効率的なワークフロー
5. 繁忙期や緊急対応時も想定したフロー
6. 官報やWebページなどに機械的に連携
7. 外部サービスに必要なデータを使いやすいAPI・識別子で提供
8. 誤りチェックや整合性チェックなどの支援ツールが適時適切に介在（CI/CD）
9. 広く一般に使われている管理ツールと整合性の高いプロトコル・フロー
10. 内部もAPI接続を活用するなど、柔軟な開発・拡張を可能とする設計
11. 法令と一部ワークフローが共通である事務についてはレイヤを共有できる（同じAPIでアクセスでき、シームレスなフローで作業できる）
12. 省庁以外の類似のワークフローの業務にも流用できる

C. UIの要求条件

1. システムが使われるよう、民間の人気サービスと比較して遜色の無いユーザビリティ
2. 民間サービスや技術の進展に追隨して更新され、陳腐化が防止される
3. 条文エディタはレイアウト作業が分離され、内容の推敲に集中できる

D. その他設計上の要求条件

1. 既存システム（e-LAWS系や法令審査支援システム系など）、既存PoC、既存製品の資産を活用
2. 可能な限り自動化しつつ、手動でのチェックや修正が必要な部分を想定した設計
3. 得られる効果を定量化・追跡可能
4. 既存フローから円滑にマイグレーションできる

設計上の挑戦的課題：施行期日の不確定性

- 改正法令の施行期日は、公布時に未確定であることが一般的。これが原因で、未施行条文の時系列は、一般的なバージョン管理のパラダイムでは表現できない複雑な構造を持つ。
- これまでは施行期日の不確定性を考慮したデータベース管理が困難であったことから、法案編集・公開共に手動での管理であり、特に編集時には施行期日パターンの考慮漏れによるリスクも大きい。
- 新たな時系列データ構造を考案し、施行期日の不確定性を考慮したデータ管理が必要。

施行期日の不確定性

- 改正法の施行期日を政令に委任することは極めて一般的⇒施行期日政令制定まで施行期日が未定
- 施行期日を委任した場合、溶け込み後の条文は改正法令の成立・公布時点では確定しない。
- 同じ条項を複数の改正法令が改正する場合、施行期日の前後関係を特定しなければ、改正法令が正常に溶け込まない事故につながる。
- しかも、一つの改正法令の中に複数の施行期日の改正規定が含まれていたり、複数の法令を一度に改正する例も極めて一般的。衝突する改正規定の施行期日が同日となる例も。

慎重を要する手動処理

- 改正法令上は、従来この問題への対処方法が存在。
- 改正順を場合分けして改正規定を読み替える「調整規定」（下図参照）
- 衝突先法令が公布済み（「割り込み施行」）の場合は、読み替えではなく改正規定を改正する。
- 順序が前後しない蓋然性が高い場合はあえて調整規定を設けず、施行期日政令で考慮することも一般的。
- 衝突の特定や複数の施行期日順の考慮は手作業で、調整規定を設けない場合の施行期日政令の整合性確保も手作業。
- わかりにくく、事故のリスクは高い。

困難だが不可欠な自動化

- e-LAWSデータベース上では、一定の施行順を想定して溶け込み条文を作成し、順序が前後した場合は手作業で差し替え。
- 調整規定の自動処理は現状困難。
- また、将来の複数の世界線があるため、Gitのようにシンプルなタイムラインによる管理が非現実的。
- タイムリーな法令データ開示や、信頼性の高い未施行条文の提供のためには、施行期日の不確定性も考慮してデータ管理できるシステムが必要不可欠。
- 施行期日管理の支援による事故の防止も意義が大きい。

調整規定を設ける例

衝突する改正規定：

改正法A：第一条中「届出」を「申請」に改める。

改正法B：第二条を削り、第一条を第二条とする。

（衝突が複数の法令にわたったり、3つ以上の未施行条文が互いに衝突することも一般的。）

改正前の溶け込み条文

第一条 ○○の届出をした者は□□。
第二条 △△。

改正法A

第一条 ○○の申請をした者は□□。
第二条 △△。

改正法B

第二条 ○○の申請をした者は□□。

改正法B

第二条 ○○の届出をした者は□□。

改正法A

第二条 ○○の申請をした者は□□。

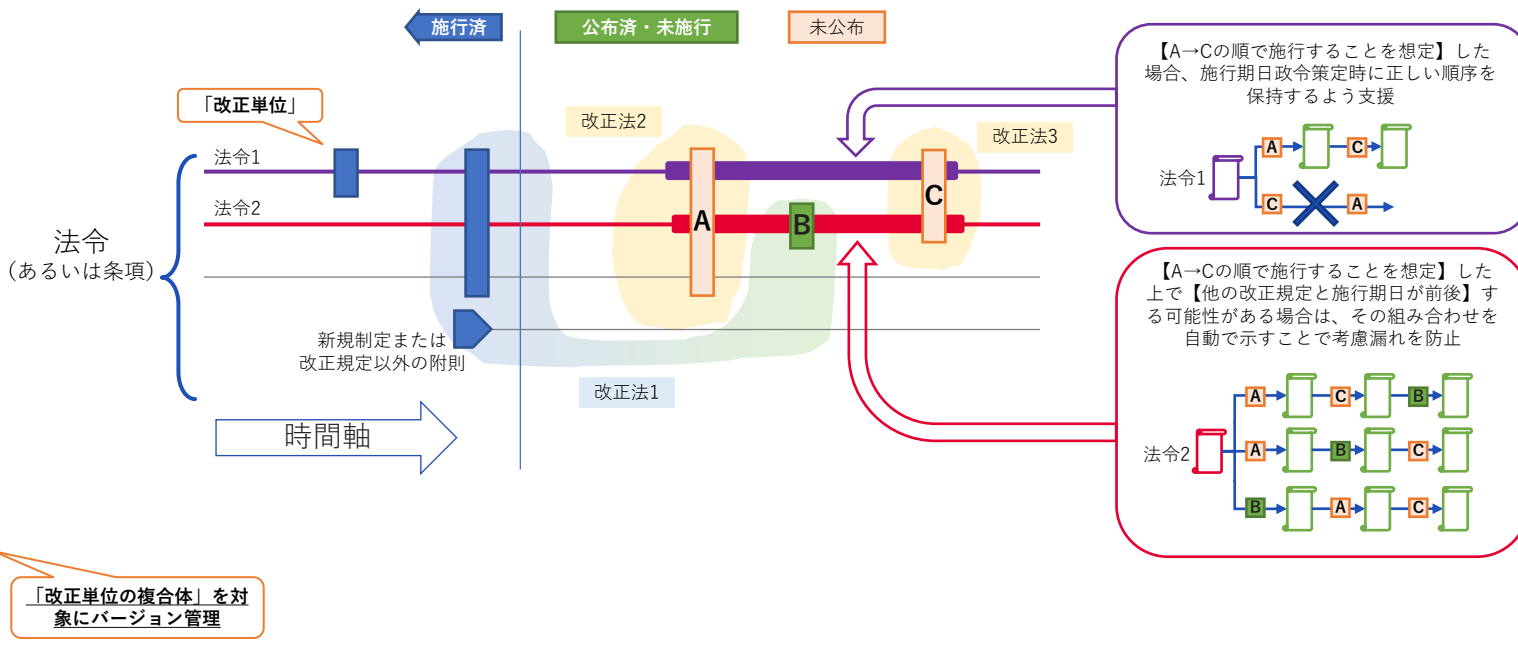
調整規定で『第二条中「届出」を「申請」に改める。』と読み替え

(素案) 施行期日の不確定性を考慮したデータ構造

- ある改正法内で施行期日を同じくする改正規定を単位として管理し（改正単位）、施行期日順の組み合わせごとに法令文書の溶け込み条文を保持した上で、時間軸上の対応関係を含めた全体（改正単位の複合体）をデータ構造として管理してはどうか。
- 衝突条項や施行期日の組み合わせを自動で特定して法令編集者に提示することで、手動管理による事故を防止し、条文の内容に集中できる環境を実現。また、溶け込み条文が事前に準備できることで、施行期日を考慮した信頼性の高い未施行条文の提供や、施行後即時の溶け込み条文公開が実現。

- 改正単位を用いて施行期日順を管理し、溶け込み+改め文（必要な場合）をデータ整備。編集は基本的に溶け込みベース。
- 改め文が必要な場合は溶け込み確定後自動出力をベースに手動で登録。登録した改め文は支援ツールで整合性チェック。自動出力しやすい改め文を許容するような運用変更も想定される。

- 改正箇所の衝突を自動で検知し、法令編集者に提示。想定する施行順の指定か、施行期日の組み合わせごとの溶け込みの登録を求める。改め文に調整規定や公布済み改正法の一部改正規定を記載すべき旨アラート。



継続検討事項

- 引き続き下記観点についても論点整理、今後の対応方針を検討。

ユーザインタフェース（エディタ等）

- いくら機能を充実させても、使いにくければシステムは使われず、開発した意味が無い。民間の人気サービスと比較して遜色の無いユーザビリティの達成がシステム導入の前提条件。
- 特にエディタについては、法案編集者が条文推敲に集中でき、支援機能との連携を両立させる設計や開発計画が必要。

条文確認の責任範囲

- 同じ行政内でも、法令編集者と審査者では全く異なる要求条件が想定される。
- 従来、法律・政令の法令審査は、閣議決定がなされる改め文が基本であり、新旧対照表や溶け込み条文は（信頼性の高い）参考情報に留まる。これにより、コストをかける対象を最小限とできる。（一部省令以下は新旧対照表方式だが、傍線箇所以外を原則参考情報と位置づけることで同様の効果を得ていると考えられる。）
- 溶け込み条文ベースの編集・データ管理と、厳格かつ効率的な条文確認を両立する設計が必要。

法案編集時の分散管理

- 各部署で分散的に法案編集・管理できるデータベース・バージョン管理の仕組みを要検討。

得られる効果の明確化

- 作業量や誤りリスクの低減、生み出される価値や外部のメリットなどを定量化・可視化し、継続的に追跡する仕組みを要検討。

高度な追加情報の取り扱い

- 定義語、委任、準用・読み替えといった、ニーズが高いが取り扱いの難易度が高い追加情報が存在。
- まずは追加情報の扱いに依存しないような形で溶け込み条文の基盤の設計を進め、追加情報については並行して議論を進められるようにしてはどうか。
- また、官民の役割分担の観点からも議論を進めるのはどうか。

通達・ガイドライン・パブコメ等への展開

- 一部ワークフローやインタフェースは共通化のメリットが大きいものも。
- ユースケースを調査しつつ、これらの文書も念頭に置いた設計を進めることとしてはどうか。

自治体や司法への展開

- 条例などワークフローが類似する業務にも活用できるように、システムを可能な限りオープン化することを念頭に置いてはどうか。

その他設計等の詳細

- その他データ構造・ワークフロー・APIやマイグレーションの方法などについても、ニーズを調査し、詳細を整理・検討。

PoC項目の具体化（作業中イメージ）

- 法制事務システムアーキテクチャの設計と並行し、今後のPoCに向けた検証項目を継続的に具体化。
- 産学官の既存研究や既存事業、海外の取り組みにも目を配って効率的に検証。
- PoCを合意形成プロセスの一環ととらえ、関係者と一体的に取り組み、アジャイルに実装。

ユースケース・ ワークフロー検討

- ユースケースの調査
- 上記踏まえたワークフローの設計
- 追加情報（アノテーション）のニーズ調査、実現方法検討

法令等エディタの設計

- 溶け込みを編集するエディタ
- 複数案のエディタ利用の比較
- 上記アーキテクチャを前提に、複数の法令を同時に改正する場合も含む
- 補助的に生成するハイライトの検討

アーキテクチャ設計の 妥当性の実証

- 施行期日が入れ替わっても機械可読・適時・過去分含め公開できる仕組みの設計
- データ構造の設計、様式等の扱い
- 改正パターン調査
- 外部・内部API設計
- 過去データを使ったデータ構造の試作

整合性チェック機能

- 既存資産も活用した条文チェック・整合性チェック
- チェック機能を適時介在させるシステムやワークフロー

改め文生成機能

- 溶け込みの組み合わせから改め文を生成する機能
- 原稿出力までの連携を国立印刷局等とも連携して検証

その他

- 関連する既存資産・外部サービスの調査
- マイグレーションの運用設計
- システムの効果の定量的推定
- 民間ニーズ調査
- 海外調査